

## アーバンリゾート I 番館駐輪場利用細則

### 第 1 条(総則)

この細則はアーバンリゾート I 番館管理組合規約第 18 条の規定に基づき、区分所有者の安全確保と良好なリゾート環境維持を目的に、アーバンリゾート I 番館内の駐輪場を管理・運営するために必要な事項を定める。

### 第 2 条(区画)

アーバンリゾート I 番館管理組合(以下「組合」とする)は駐輪場として別紙に定める区画を設定し、組合が承認した自転車を、定められた期間駐輪することを認める。

### 第 3 条(利用制限)

駐輪場を利用できる者は、当管理組合の区分所有者が利用を認めた者に限る。駐輪台数は原則として 1 住戸につき 1 台とする。

申込みが定数を超える場合は、新規申込み住戸の利用を優先します。

ロッカールーム・駐輪場両方借りたい方は、どちらか一方にお申込みをいただき、10月1日以降空きが有る場合のみロッカールーム・駐輪場両方借りて頂きます、その際ロッカールームはロッカー小に限定させていただきます。その際ロッカールームはロッカー大または小に限定いたしません。

スペースに限りがありますので譲り合って利用して下さい。

### 第 4 条(駐輪車種)

駐輪場を利用できる車種は、原則として指定された駐輪場スペースに収まるものとする。

### 第 5 条(駐輪許可期間)

駐輪許可期間は、10月1日～翌年9月29日とする、駐輪許可期間の更新は出来ません。

管理者が定める期間（1週間程度）を解放確認日とし時期の運営に備えます。

### 第 6 条(駐輪申込)

駐輪を望む区分所有者は、事前に所定の書面をもって組合に申請する

管理者が毎年指定する期間にインフォメーションセンターにお出し下さい。

抽選以降は空きが有る場合は先着順に借りて頂きます。

### 第 7 条(公開抽選)

公開抽選日は管理者が指定する日時に行います、事前に日時は公表します。

### 第 8 条(駐輪場保証金・ステッカー代の納付)

駐輪場利用者は、利用許可書と引き替えに保証金・ステッカー代を前納して頂きます。

### 第 9 条(駐輪場保証金・ステッカー代の徴収)

駐輪場利用者から駐輪場利用料・保証金・ステッカー代を徴収いたします。

駐輪場利用保証金は年間5000円とする、ステッカー代は200円とする、中途解約を成されてもステッカー代は返金いたしません。

## 第 10 条(駐輪ステッカーについて)

ステッカーは一期だけ有効とする、ステッカーは自転車の確認しやすい部位にこれを貼付しなければならない。

- ◆ 駐輪許可証は、ステッカーとなっておりますので車両の「後輪泥除け」の見やすい位置で、後部が容易に確認の可能な場所に貼付願います。
- ◆ 「後輪泥除け」のない場合は、サドル後部の見やすい位置に貼付願います。

## 第 11 条(保証金の返金)

駐輪場の明け渡しを確認された翌々日以降に返金します。

期間満了の翌日までに退去されない場合保証金の 5 0 0 0 円返金いたしません。

## 第 12 条(期間満了)

駐輪許可期限が切れた場合は、直ちに係員により移送保管します、その際チェーン等で固定されている場合は切断いたします、移送保管した場合は手数料及び保管料を 1 日あたり 5 0 0 円いただきます。(移送保管された自転車を 6 ヶ月以上引取りがない場合は、放置されたものとして処分いたします。その際処分代金及び保管料を請求させていただきます。)

## 第 13 条(使用の禁止)

移送保管された自転車を撤去されない方や、移送保管の手数料及び保管料それに処分代金を精算されない場合は、精算されるまで駐輪場・ロッカー及び車の駐車場の使用を禁止します。

## 第 14 条(駐輪場保証金・ステッカー代の変更)

総会の決議において保証金・ステッカー代を変更出来るものとする。

## 第 15 条(駐輪場移送保管料の処置)

組合は納入された移送保管料を組合の管理費に繰り入れるものとする。

## 第 16 条(賠償責任)

組合は、天災地変、盗難、その他の事由の如何を問わず、駐輪場利用者がその車両につき被った損害の責を負わないものとする。

駐輪場利用者もしくはその関係者が、故意または過失によって駐輪場施設などに損害を与えたときは、当人の負担により組合の指示に従い現状に修復するか、もしくは修復に要する費用を組合に賠償しなければならない。

## 第 17 条(駐輪場利用取消し)

駐輪場利用者が期間の途中でその利用の取消しを願うときは、書面をもって、取消し予定の 1 ヶ月前までに組合に届け出るものとする。

## 第 18 条(禁止行為)

駐輪場利用者は、次の各号に定める行為をしてはならない。

- 一.駐輪場を損傷するような行為。

- 二.駐輪場内に発火性引火性のある物品の持ち込み、またみだりに火気を利用するなどの危険な行為。
- 三.駐輪場を駐輪以外の用途に利用すること。
- 四.他の車両を汚損または損傷するような行為。
- 五.居住環境を乱す悪臭や騒音を発する行為。その他居住者または利用者に迷惑をかけるような行為。
- 六.指定された区画外に車両を放置すること。
- 七.前各号のほか、管理上の必要により組合の定める禁止行為。

#### 第 19 条(駐輪場利用許可取消し)

組合は、駐輪場利用者が利用細則の条項に違反したときは、直ちに駐輪場利用許可を取り消す。

#### 第 20 条(駐輪場廃止と明渡し)

組合が、総会の決議を経て、駐輪場の廃止を決定したときは、利用者は当該区画を明け渡さなければならない。

#### 第 21 条(細則の疑義および細則外の事項)

当細則に疑義が生じた場合、または細則に定めない事項については、理事会の検討により対処するものとする。

#### 第 22 条(細則の改廃)

当細則の改廃は、総会の決議を持って行われるものとする。

以上

本細則は、次の各号の日から改正の効力を発する。

- (1) 2014年8月9日改定
- (2) 2016年8月20日改定